

四條畷市特別職報酬等審議会 第2回 審議概要

1. 日時 令和5年12月22日10時00分から11時20分
2. 場所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム
3. 出席者
出席委員：桑野委員、上村委員、平山委員、角田委員、青柳委員
欠席委員：金谷委員
浅倉総務部次長兼総務課長、溝口人事課長、事務担当 田中
豊留議会事務局長、磯野議会事務局課長、【説明員】前市議会議員 瓜生氏

4. 議題
市議会議員報酬及び政務活動費の額について

5. 議事要旨

(1) 第1回審議会の振り返り

市長、副市長及び教育長の給料額が適当かどうかを審議。3年前の審議会で検討された本市と類似する近畿圏類似団体の給料の平均額を求め、国家公務員と職員給料の水準差を示すラスパイレス指数を基に、同団体平均と本市の割合で補正する方法で算出。3年前の給料と比較しほぼ変わらないという事から特別職の給料については現行どおりとする方針を確認した。

(2) 市議会議員報酬及び政務活動費について審議。

ア 議会事務局職員から市議会の仕組みについて説明

- ・市議会議員は市議会を構成し予算や条例等を決定する。
- ・議会を議決機関、市長を執行機関といい、両者は相互の牽制と均衡を図りながら市政を運営している。
- ・行政視察は令和4年度に5件の受入れがあった。議員定数と通年議会についての内容が多くなっている。
- ・本市の議員定数は平成27年に16人から12人に削減しており、全国の類似団体の中で最少となっている。
- ・通年議会については平成29年から導入しており、緊急の行政課題等に速やかに対応できることや、十分な審議期間を確保できることがメリットである。全国でも先進的な取組となっている。
- ・本会議については令和4年度で5回の定例会と3回の臨時会を開催。日数は17日で審議した案件は計124件。委員会については令和4年度で36回開催し40日の日数となっている。その他、必要に応じて会派代表者会議や全員協議会がある。
- ・令和4年度において議員が一般質問を行ったのは、延べ42人、139項目となっている。

イ 説明員として、前市議の瓜生氏から市議会議員活動について説明

- ・市議会議員の活動は議会活動と議員活動に分けられる。
- ・議会活動では、本市では毎回、議長を除く全議員が一般質問で活発

な議論を行っている。

- ・議員活動は、議員としての役割を果たすうえで一番大事な部分であるが、市民から見えにくい活動である。
- ・議員活動には住民相談や要望対応があり、1年365日、24時間、対応できるようにしていた。20年間の議員活動で約7,800件相談があった。今実現している施策のなかには、市民相談から始まったものもある。
- ・議員活動の中には自己研鑽も含まれ、市の行政活動には400近くの事務事業があるため、それらをチェックして審議するためには知識が必要となる。そこで自己研鑽のために研修やセミナーを受講したり、先進市へ視察に行ったり、書籍を購入したりしている。
- ・市や各種団体主催の行事にも出席し、日ごろの感謝を伝えている。
- ・国や府への陳情活動も行っており、議員個人で行くことはあまりないが、市長と同行し市の強い意志を示している。
- ・広聴活動であるが、市の課題について街頭アンケート調査を実施したりしている。広報活動は議員により様々ではあるが、駅立ち、街頭立ち、街頭演説や市政報告の配布を行ったりしている。
- ・いずれにしても、12人の議員は四條畷市民に喜んでもらえるまちづくりがしたいという思いで活動している。

ウ 説明に対する委員意見等

- ・議員さんしっかりよく頑張っておられると思った。
- ・本当に議員は大変な仕事されているんだなと思った。
- ・常任委員会それぞれの定員は。

議会事務局：常任委員会は各6人ずつとなり、予算決算常任委員会は10人、議会運営委員会は5人である。

- ・同規模の市の中で全国で最少人数で頑張っておられるのは、非常に素晴らしいことだと思う。行政の仕事ものすごく数があるので、専門的に非常に時間をかけて勉強する必要があるが、二つの委員会が非常に幅広い分野になっているのでそれについて今まで支障がなかったのか。

議会事務局：現時点では、特段、所管する量が多いという意見は聞いていない。

- ・政務活動費についてはどのようにお考えか。

説明員：先ほど説明したとおり、議員として自己啓発、陳情活動や広報活動等を行うにあたり、政務活動費は議員活動を行うにあたって大変重要なものであるということは伝えたい。

(説明員退席)

エ 議員報酬について事務局から資料を基に説明

- ・議員報酬の法的根拠や基本的事項について説明。

・(株)廣瀬行政研究所廣瀬和彦氏による平成24年1月実施の京都市会改革プレゼンテーション資料を参考(本人承諾済)に、議員報酬の算定における7つの基準方式を用い、試算を行った。

①市政への貢献度を把握し、それを基に議員報酬を定める考え方

②市職員の給料を基準とする考え方

③国会議員の歳費を基準とする考え方

④日当制を根拠に算出する方法

⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方

⑥比較方式

⑦議員活動換算日数を算出し市長給と比較する方法

オ 委員意見等

・現行の53万円というのとはどのような考え方で決まったのか。

事務局：現行の金額となったのは平成10年度からであり、主に当時の近隣団体との比較により決定されたと思われる。

・資料を見ると、職員の給料水準は平成10年度からは下がっている。

・平成10年から特別職報酬等審議会を開催されなかった状況であり、その時の市長、議会が開くことをしなかったということか。

事務局：特別職報酬等審議会は開催していないが、独自カットをされていた期間もある。

・3年前の審議会と同じ話があり、何年も審議会を開いていないなか、市長公約等での減額とかではなく、適切な金額を決めていったほうが良いということだった。議員も独自カットをされていたのかもしれないけれど見えていなかったという実感がある。

・3年前の話が今実ってきた。

・議員報酬の検討だが、事務局から7パターンの説明があったが、これについてはどうか。

・会津若松市の方式は議員活動の日数を細かく積み上げて試算しているが本市にはこのような定義や算定方式はないため、会津若松市の数字をそのまま持ってきて試算するのは無理があると思う。よって同じく日当制も無理があると思う。そうすると、本市では、⑥比較方式か⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方か、②市の職員の給料を基準とする方法の3つくらいに絞れると思う。なかでも、市長の給料額の算定方式は、本市では近畿圏類似団体を基準としているので、それがいいのではないかと思う。

・⑥比較方式のなかでも類似団体を参考にするのが一番わかりやすいと思う。

・7つの方式ではそれぞれ金額にバラツキがあるが、⑤市長の給料額の算定方式なら割と現実的な数字が出てくるのではないかと思う。

・3年前にも多くの議論を行った経緯があるので、⑤市長の給料額の算

定方式に合わせるということだと思います。

- ・第1回の審議会で市長等の特別職の給料の算定方式について同意を得た。それを基準に議員報酬について定めることとする。

カ 政務活動費について事務局から資料を基に説明

- ・政務活動費の法的根拠や基本的事項について説明。
- ・参考に大阪府内の政令市を除く市の平均額、北河内地域の平均額、大阪府内類似団体の平均額を算出し説明。
- ・各議員の直近3年間の執行額、執行率及び具体的な使途について説明。

キ 委員意見等

- ・政務活動費の執行のチェックは具体的に誰がどうやって行っているのか。

議会事務局：費目ごとに経費に該当するのかを確認している。まずは議会事務局で確認を行い、最終は議長が行っている。

- ・政務活動費が少ないという声はないのか。上限を超えている議員もいるが。

議会事務局：上限を超えて持出しが出ている議員もいる。

- ・上限を超えている議員もおり、北河内平均でも低いので、若干増額してもいいのではないか。余剰が出れば返金となるだけなので考慮してもいいのではないか。
- ・増額については難しいというか、微妙なラインであり思案中である。市それぞれに財政の問題もあるため、難しいラインだと思う。
- ・説明員の話のなかでも政務活動費は非常に大事なものであることであった。審議のなかでは、増額してもいいのではないかという意見と、難しいのではないかという意見があったため、もう少し審議したい。

ク 結論

議員報酬については、市長の給料額の算定方式と同様の方法で算定する。政務活動費については、現行のままか、あるいは必要があれば増額という意見もあったため、次回、それを踏まえて新たな資料のもと改めて議論する。

(3) その他

事務局から

- ・次回の審議会は1月23日午後3時から開催とする。
- ・議員報酬、政務活動費について審議する。